

タウンガイド

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

☑=申し込み ☎=問い合わせ ☎=電話番号
 ㊚=ファクス番号 ✉=Eメール HP=ホームページ
 📄=講座予約システム(インターネットで申し込み可)
 📺=愛TV/10/1~=市広報番組あつぎ愛テレビ
 市役所への郵便物は「〒243-8511〇〇課」で届きます。

あつぎのしゃしん。



「60年の歴史に幕」

#8月31日撮影
 #市営水泳プール
 #思い出の場所
 #niceatsugi
 市公式Instagramで公開中



多様な種の多様な生きざま

知らなかった蛾の魅力



無料

私たちがよく目にする夜行性の蛾以外にも、周囲の環境に溶け込んで身を隠したり、毒をアピールするために目立たせたりと、蛾の奥深い魅力を感じてください。

☎あつぎ郷土博物館 ☎225-2515

■展示

期間 10月7日～12月3日
 内容 美しい種、不思議な種などの標本と写真の展示

■ギャラリートーク

期間 10月7・29日、11月12・29日 14時～
 内容 蛾のちょっといい小話会

◆観覧会「アカリデ、サソウ」

日時 10月21日 19～21時
 定員 30人
 内容 灯りに飛んでくる秋物蛾の観覧

いずれも場所はあつぎ郷土博物館。

●講演会「サムサニ、マケズ」

日時 12月3日 13時30分～15時30分
 定員 50人
 内容 冬に成虫が舞う蛾の不思議な生態に迫る

☎不要◆●電話またはハガキ、ファクス、Eメールに〒住所、講座名、代表者氏名、人数、電話番号を書き、◆10月16日●11月27日(消印有効)までに〒243-0206下川入1366-4あつぎ郷土博物館 ☎246-3005・✉8650-3@city.atsugi.kanagawa.jpへ。抽選。

《募集期間》10月1日から通年。詳細は市HPに掲載。申請後に家庭訪問あり。☎企画政策課 ☎225-2050。

あつぎ消防フェア

10月15日、10～15時。ぼうさいの丘公園。消防車乗車体験、スタンプリー、記念撮影など。☎不要。☎警防課 ☎223-9367。



ごみ中間処理施設工事説明会

10月14日、15時～16時30分。環境センター。金田地区で2025年から稼働予定の施設の工事・事業の進捗を説明。☎不要。☎厚木愛甲環境施設組合 ☎297-1153。



《意見交換会》

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定

10月17日、19～20時。市役所本庁舎。☎不要。☎企画政策課 ☎225-2455。

厚木市 市民参加

検索

斎場施設見学会

10月20日、10時30分～12時。市斎場。施設見学と葬儀の説明。定員30人。無料。☎10月1～19日に市斎場 ☎281-8595へ。先着順。



放課後児童クラブ入所児童を募集

市内23小学校区にある放課後児童クラブで2024年度の入所児童を募集します。

《対象》①各学区内の小学生②保護者全員が就労(15時以降までの勤務)や疾病などで放課後に適切な保育ができない③保護者などが19時まで迎えない一の子を満す児童《時間》平日(学校休業日を除く)=放課後～19時、

土曜・長期休業日など=7時30分～19時 ※日曜、祝日、夏休み中の学校閉庁日、年末年始は休所《費用》育成料=月額4000円(18時まで)、4800円(19時まで)クラブ費=月額3500円(おやつ代、教材費他)。☎こども育成課や児童クラブ、市HPなどにある申請書と必要書類を、郵送で11月20日～12月1日(消印有効)に〒243-8511こども育成課 ☎225-2582へ。



ホームステイボランティアを募集

海外友好都市などから学生などが市内に来た際に、ホストファミリーとして受け入れるホームステイボランティア募集します。

参加者募集 ニュージーランド短期留学プログラム

留学先の風土や文化に触れ、グローバルな体験をしてみませんか。

期間 3月9～23日(13泊15日)
 留学先 オークランド(ニュージーランド)
 内容 英語学習やニュージーランドの文化体験他

対象 市内在住の高校生10人
 費用 45万円(旅費、学費、保険料)



前回開催の様子

☎11月10日までに市HPにある申し込みフォームへ。選考あり。10月11日、19時からあつぎ市民交流プラザで事前説明会を実施。



詳細はこちら

☎企画政策課 ☎225-2050

野焼きの制限を正しく理解しよう

野焼きとは? 庭や畑など屋外で物を焼却すること(条件などの詳細は市HPに掲載)。



屋外焼却行為(野焼き)は原則禁止ですが例外で認められるケースもあります。野焼きを正しく理解し、気持ちよく生活できる環境をつくりましょう。

☎生活環境課 ☎225-2752

× 野外で焼却できない物

- ・合成樹脂(プラスチックなど)
- ・油脂類(鉱油・有機溶剤を含む)
- ・ゴム(廃タイヤなど)
- ・布
- ・木材(一部例外あり)
- ・紙

○ 例外で認められるケース

- ・キャンプ場でのバーベキュー
- ・学校行事などの炊き出し
- ・どんど焼きなどの地域の伝統行事
- ・消火訓練
- ・農業従事者の稲わら、もみ殻、剪定枝などの焼却 など

インターネットモニターからの意見を紹介



インターネットモニター募集

厚木市 インターネットモニター

☎広報課 ☎225-2043

9月1日号「広報あつぎ」を読んで

◆表紙を見て絵を描きたくなった/70代男性 ◆給食で地元の食材を使うのは良い取り組みだと感じた/60代男性 ◆青空おやつ取り組みを見て優しさを増やす仕組みだと思った/60代女性 ◆より多くの人手を確保することで安心して子どもを預けられる/50代女性 ◆ハープ奏者の方の音楽に対するキラキラした気持ちがすてきだった/40代女性 ◆関東大震災発生当時の写真が載っていて興味深かった/20代男性

編集後記

アンケートで幼い頃運動が嫌いだったと答えた方に多かったのは、出来なくて恥ずかしかった、という意見。私は陸上部に入っていましたが、良い成績じゃないと恥ずかしいと思う気持ちがどこかにありました。末續選手の記録や成績に縛られない姿を見て、私が今から練習して大会に出ることもできるんだな、と新鮮な気持ちになりました。恥ずかしさを超えるとスポーツはもっと面白いのかもしれない/前場